

(こども未来部)
【ひとり親家庭支援事業】

(質問)

主要施策のひとり親家庭支援事業について昨年9月から養育費確保にかかる弁護士費用の補助を実施され、2件の利用があったとのことですが、補助の内容と予算時の利用見込み件数を教えて下さい。また、利用された2件について、しっかりと養育費の確保につながったのか市としてフォローはされたのか、教えて下さい。

<答弁>

補助金の詳細につきましては、ひとり親家庭の親が養育費を請求するにあたり、弁護士に強制執行の手続きを依頼する際にかかる着手金や印紙代等の費用を補助するもので、補助上限額は15万円でございます。予算時の利用見込み件数は10件です。利用後、申請者に対して当該年度末までに事業結果報告書の提出を求め、状況を確認しております。令和4年度に本事業を利用した2件のうち、1件は相手方の支払い能力の問題で養育費の確保につながらず、もう1件は現在確保に向けて手続き中でございます。

(質問)

同様に養育費を取り決めるための公正証書等作成促進補助金は34件の利用があったとのことですが、補助金の内容と予算時の利用見込み件数を教えて下さい。また、補助金を利用され公正証書を作成された方々は、その内容に沿って、しっかりと養育費の確保につながったのか、市としてフォローはされたのか、教えて下さい。

<答弁>

補助の詳細につきましては、ひとり親家庭の親が養育費を取り決めるために公正証書等を作成した際の公証人手数料や切手代等の費用を補助するもので、補助上限額は3万円でございます。予算時の利用見込み件数は54件です。利用後、国への報告も必要であることから、対象者には電話で状況を確認しております。令和4年度に本事業を利用した34件のうち、21件について、養育費を確保できていることが確認できました。

(質問)

まだまだ、養育費をもらえずに、経済的にしんどい状況、環境を強いられている親子がおられるはずで、本事業の認知度向上や利用促進に努めること及び事業の実効性の向上が重要かつ必要不可欠と考えますが、市の現状及び課題の認識と見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市が令和元年8月に実施したひとり親家庭を対象にしたアンケート結果では、

養育費を受け取っているのは約3割でございます。そのうち、約6割は公正証書等による養育費の取り決めを行っていることから、公正証書等の作成は、養育費確保に有効と考えております。しかしながら、公正証書等で養育費の取り決めをしている割合が低く、また、取り決めをしていても履行されていないケースがあることが課題と感じています。以上のことから、弁護士相談や市民講座に加えて、児童扶養手当の現況届等の機会を通じ、本事業をさらに周知し、養育費の確保を支援してまいります。

(意見・要望)

養育費にかかる公正証書等の作成や弁護士費用の補助に関しては、一人でも多くの方に活用頂き、養育費確保の一助にして頂けるよう、より一層、周知に努めて頂きたいと思っております。また、両事業で養育費確保の事例や件数が増えれば、両事業を活用しようとする方の数も増えてくる可能性がありますので、事業の活用件数に加えて、確保件数や確保につながった割合も重視して、取り組んで頂きたいと思っております。さらに、養育費を受け取っておられる方の割合や公正証書等で養育費の取り決めをされている方の割合が低いことを考えると、これらの補助事業の存在以前に、まだまだ養育費を受け取るという発想にすら至っておられない方、諦めておられる方などが、少なからずおられると思っておりますので、養育費を確保することが一般化、常識化するよう様々な機会、媒体、手法を通じて、周知や啓発に努めて頂きたいと要望しておきます。

【ひとり親家庭等日常生活支援事業】

(質問)

ひとり親家庭等日常生活支援事業について伺います。ひとり親家庭等への一時的な生活援助のヘルパー派遣費用やファミリーサポートセンター利用料の助成を行う事業とのことです。一時的な生活援助とは具体的にどのようなことなのか、1回あたりの利用時間や利用料、利用できる回数など詳細を教えてください。また、ファミリーサポートセンターの利用助成についても同様に詳細を教えてください。

<答弁>

一時的な生活援助とは、食事の世話、住居の掃除、生活必需品の買い物などでございます。1回あたりの利用は1時間単位で、利用料は生活保護世帯及び非課税世帯は0円、児童扶養手当受給水準世帯は150円、その他課税世帯は300円です。利用できる回数は、ファミリーサポートセンター補助とあわせて年間10回です。ファミリーサポートセンターの利用助成の内容は、保育所、こども園などへの送迎やその前後の預かりでございます。1回あたりの利用は2時間単位で、利用料は生活保護世帯及び非課税世帯は0円、児童扶養手当受給水準世帯は70円、その他の課税世帯は150円です。

(質問)

延べ22件の利用があったとのことですが、予算時の利用見込み件数を教えてください。その内訳と、どのような内容の生活援助やファミリーサポートの活用が多かったのか、教えてください。

<答弁>

予算時の利用見込みにつきましては、生活援助が60時間(5回)、ファミリーサポートセンター補助は350時間(17回)でございます。生活援助の活用が多かった事例は、子どもの世話や住居掃除でございます。ファミリーサポートセンター補助の活用が多かった事例は、援助員の自宅での子どもの預かりでした。

(質問)

現状の利用件数をどのように評価されているのか、教えてください。もっと幅広く、多くの方に利用してもらおうべきと思いますが、対応策や改善策は何か考えているのでしょうか。

<答弁>

利用件数につきましては、他市状況と比較しますと本市だけが著しく少ないということではございませんが、使いやすい制度とするため、利用の時間単位の見直しなどを検討してまいります。あわせて、支援が必要な家庭に対しては、子育て世帯訪問支援事業の周知を行い、支援を提供してまいります。

(意見・要望)

担い手側の確保も必要になるかと思いますが、少しでも使いやすい制度になるよう工夫を凝らして頂き、より多くの方々に利用して頂けるように努めて頂きたいと要望しておきます。

【児童手当】

(質問)

児童手当について伺います。令和4年度の扶助費の決算額は、前年度に比べて約3億4400万円の減額となっておりますが、その要因を教えてください。

<答弁>

児童手当が減額となった理由については、2つの要因があると認識しています。一つ目は、子どもの人数の自然減によるものでございます。二つ目は、一定の所得額を超える世帯に月額5000円が支給されていた特例給付について、令和4年10月支給分から所得制限が設けられたことによる支給額の減少でございます。

(質問)

従来から児童手当には所得制限がありましたが、主たる生計者が一定の所得以上の世帯には特例給付という形で、支給がありました。その特例給付ももらえなくなった家庭があることについて、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

児童手当は、あらゆる児童の扶養を社会的に支援するという意味で、子育て世帯への役割は大きいと認識しております。現在、国において、児童手当について、全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援として、所得制限の撤廃や支給対象の見直し等が行われるところであり、その動向を注視してまいります。

(質問)

先月、市は「子育てしやすさ NO.1」を目指すとして、こども政策の充実・強化に向けた取り組み及びその方向性を発表されました。昨年10月支給分から、児童手当に所得制限が設けられ特例給付の支給がなくなりましたが、国はその所得制限の撤廃を行う方向で進めようとしています。昨年、設置された暮らしやすさ向上プロジェクトにおいて、各種施策における所得制限の撤廃については議論や検討は無かったのでしょうか。

<答弁>

本プロジェクトは、子育ての社会化の推進を基本理念に、市民に身近な基礎自治体として、包括的な相談支援体制の構築とあわせて、多様な子育てニーズに応えるため、支援・サービスの充実を図ることに重点をおき、検討を進めました。このため、特に既存の各種給付等に係る所得制限を議論することはしておりません。

(意見・要望)

私は特に子どもや子育てに関する施策や事業に対する所得制限は設けるべきではないと考えていますし、子育ての社会化を推進するということであれば、尚更だと思います。昨秋、児童手当に所得制限が設けられ、特例給付の支給が無くなった際、本市は支給を受けられなくなった世帯の割合が他自治体と比較して、かなり高かったと思います。そういった世帯が多いことも踏まえ、あらためて各種施策における所得制限の必要性やあり方を議論、検討して頂くことを要望しておきます。

【保育士・保育所支援センター事業】

(質問)

保育士・保育所支援センター事業について伺います。市内就学前施設の保育士確保のため、求職・求人のマッチング支援を行うほか、保育施設などで保育補助にあたることができる子育て支援員養成の研修や、保育士試験対策講習の実施とありますが、それぞれの

費用の内訳を教えてください。

<答弁>

子育て支援員研修が委託料397万360円。保育士試験対策講習が委託料71万5000円でございます。

(質問)

昨年度、保育施設などで保育補助にあたることのできる子育て支援員養成の研修修了者は104人とのことですが、研修修了後、実際に市内の保育施設などで保育補助にあたっておられる方はどれくらいいるのか、教えてください。同様に、昨年度、保育士試験対策講習参加者は延べ93人とのことですが、講習参加者のうち、実際に、どれくらいの方が保育士試験を受験及び合格され、市内の保育施設で従事されているのか、教えてください。

<答弁>

令和4年度の子育て支援員研修受講者の保育施設での就労状況は把握できておりません。次に、令和4年度の保育士試験対策講習受講者63名に対しては、保育士試験後期試験終了後、アンケートを送付しております。アンケート回答者41名のうち、40名・97.6%の方が受験され、そのうち14名・35.0%の方が合格されています。また、アンケートにご回答頂いた段階で、回答者のうち12名・29.3%の方が保育施設に就労されている、もしくは就労予定であることを確認しておりますが、市内保育施設の割合は把握できておりません。なお、令和5年度の両事業の受講者については、市内保育施設への就労状況を、アンケートを通じて把握してまいります。

(意見・要望)

この事業は、市内の保育施設等で従事して下さる人材育成や人員確保を目的に実施されていると思いますので、先程、ご答弁頂いたように、研修や講習の受講者がどの程度、市内の保育施設に就労されているのか把握し、その結果を踏まえて、本事業を通じて、一人でも多くの方々が市内保育施設で従事して頂く取り組みや工夫ができるようにして頂きたいと要望しておきます。

【子どもの居場所・相談支援拠点モデル事業】

(質問)

子どもの居場所・相談支援拠点モデル事業について伺います。市の南部に支援の必要な子どもの居場所をモデル的に設置し、学校などと連携して支援対象児童の見守り・支援などを行い、概ね週3日185回の開設で、延べ849人の子どもが参加されたとのこと。参加児童の年齢や家庭環境、生活環境、支援の内容などで特徴や傾向があれば教えてください。

さい。

<答弁>

子どもの居場所・相談支援拠点モデル事業には、様々な課題を抱え支援ニーズが高い中学生が中心に参加しました。支援内容は、食事の提供や学習支援など、子どもたちに学校や家庭以外の生活の場を与えるとともに、学校と連携して子どもや保護者への相談等を行いました。

(質問)

モデル事業として実施された訳ですが、今後の事業展開や市の南部以外でも同様の居場所の設置を検討されているのか、教えて下さい。

<答弁>

モデル事業として実施した南部の居場所を含め、今年度は市内3か所で同様の居場所を設置しています。今後は、来年度施行される改正児童福祉法において新設される「児童育成支援拠点事業」に位置づけ、市内7か所に拡充してまいりたいと考えています。

(意見・要望)

様々な課題を抱え支援ニーズのある子どもはまだまだおられると思います。また、令和7年度に児童相談所が設置されると、その受け皿として、この居場所、支援拠点の必要性、意義が高まると思いますので、支援体制の強化、支援ノウハウの習得や蓄積に積極的に努めて頂きたいと要望しておきます。また、今年度から3か所に拡充して実施され、今後、市内7か所に拡充していくとのことでしたが、里親家庭等の家庭養護は小学校区に1つを目指しておられるようですので、人材確保や受託事業者の確保次第にはなるとは思いますが、こちらの居場所についても、必要に応じて、設置箇所数の更なる増設も見据えておいて頂きたいと要望しておきます。さらに、この居場所の対象者は中学校卒業くらいまでをめぐり考えておられるようで、その後は、若者支援等に引き継がれていくと伺っています。くらし支援課等、関係部局、関係機関と上手く連携、引き継ぎが行われるように努めて頂くことをあわせて、要望しておきます。

【こどもまんなか】

(質問)

「こどもまんなか」について伺います。豊中市子どもの居場所ネットワーク事業では、「こどもまんなか円卓会議」が設置され、定期的で開催されてきました。まずは、こどもまんなか円卓会議の内容や参加者について、昨年度の実施状況を教えて下さい。また、この会議には、こどもの参加はあったのか、教えて下さい。

<答弁>

「こどもまんなか円卓会議」は、子どもの居場所に関わる公民多様な関係者がネットワークをつくることを目的に2回開催しました。内容については、こどもを主体に置いた居場所活動を実践するにあたり、課題や解決策・連携方法について参加者同士で意見交換等を行いました。また、参加者は、子どもの居場所関係者、学校関係者、行政の子ども関連部局の職員、社協のCSW、学生ボランティアなどで毎回約50人が参加しました。なお、こどもの参加はありませんでした。

(質問)

こどもの参加はなかったとのことですが、こどもの居場所に関して、こどもたちの意見は、どのようにして聴取されているのか教えてください。

<答弁>

市では、毎年、こども施策の進行管理の一環として、市職員が小・中学校、高校を訪問し、本市の取組概要を説明した上で、取組みに対する意見を聴くヒアリングの場を設けています。その中の一つとして、こどもすこやか育みプランの重点施策でもある、子どもの居場所づくりに関する意見を聴いています。例えば、子どもたちから「友達と教えあいながらや、食事をしながらなど自由に自習ができるスペースがほしい」といった意見を聴いており、夏休み中に市有施設の一部を自習室として開放するなど、こどもの居場所づくりに関する取組みに反映しました。

(質問)

「こどもまんなか」という言葉は、国でも今年6月から使われ始め、本市も子ども家庭庁が推進する「こどもまんなか」の趣旨に共感・賛同し、市長が「こどもまんなか応援サポーター」に就任されました。また、8月にはこどもまんなかフォーラムを開催されたと伺っています。本市では、国よりも早く「こどもまんなか」円卓会議でこの言葉を使われているとのことですが、そもそも、本市としての「こどもまんなか」の趣旨とは具体的に何なのか、あらためて教えてください。また、「こどもまんなか」を推進するために必要なことは何だとお考えなのか、教えてください。

<答弁>

本市における「こどもまんなか」とは、まさに「子ども健やか育み条例」の基本理念であります。子どもにとっての最善の利益の実現を中心に据える考え方で、その実現のために、子どもの年齢や成長に応じてその思いや意見を尊重し、子どもと大人が共に考えることが重要だと認識しています。また、「こどもまんなか」を推進するためには、子どもの力を信頼し、その個性や能力を最大限に発揮できる機会を提供するとともに、子どもや子育て家庭に関わる全ての人がつながり、社会全体で子どもを愛情深く育む意識の醸成を図っていくことが必要だと考えています。

(質問)

本市では、昨年9月から暮らしやすさ向上プロジェクトをたちあげられ、先月、重点施策「こども政策の充実、強化」を公表されました。その中で、現在、19時までの延長保育を20時まで拡充する施設を増やすことが検討されています。そこで、まずは、実績の確認ですが、令和4年度実績として、どれくらいの方が19時まで及び20時までの延長保育を利用されたのか、教えてください。

<答弁>

延長保育の利用については、公立、民間を合わせた本市就学前施設全体の実績値になりますが、19時までの延長保育の延べ人数は、令和4年度16万4236人で前年より増加しております。一方で、20時までの延長保育を実施しているのは2園で、延べ人数は、令和4年度1251人で、前年より減少しております。

(質問)

19時までの延長保育を20時まで拡充することは、「こどもまんなか」、言い換えると子どもの立場で考えると、本当に望ましいことなのか疑問があります。検討過程の中で、「こどもまんなか」はどのように意識や考慮され、実績等も踏まえ、こういった課題認識のもとで、検討を進めてこられたのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

延長保育時間の拡充につきましては、こどもにとっての長時間保育を是とするものではありません。働き方改革の推進等により、保護者が早くに帰宅し、子どもと過ごす時間を持てるようにすることが当然重要であると考えております。その前提のもとではありますが、利用の実績から20時までの保育を必要とする保護者が一定数いることとあわせて、シフト勤務やフレックスタイム、フリーランスなどの多様な働き方がある現在の社会情勢に鑑み、必要とする保護者に対して、入所・入園を希望する園の選択肢がある状況をつくるため、実施する園を増やすことを検討したものです。このことは、保護者が安心して子育てできる環境を整えることが、より良い安定した親子関係、成育環境に繋がるという考え方から、単に保護者への利益にとどまらず、「こどもまんなか」の趣旨である子ども自身に利益につながるものと考えております。

(意見・要望)

保護者の働き方や価値観の多様化、家庭の生活リズムの多様化への対応の必要性や一定ニーズがあること、そしてそのニーズに柔軟かつ適切に対応していく重要性は理解しますし、保護者が安心して働きやすくなるためのサービス拡充も理解しますが、働かせやすくなるためのサービス拡充とならないように、こどもまんなかの視点、こどもにとって心身ともに充実した時間や環境とはどういったものを、しっかりと考えて頂き、バランス感覚をもって、サービス拡充を進めて頂きたいと要望しておきます。その際、ご答弁にあった通り、延長保育

時間の拡充が、子どもにとっての長時間保育に繋がっていないか、延長保育の拡充前後で、保育施設利用者一人当たりの平均利用時間を比較して頂き、保育所利用児童の在所時間が延びるようなことがないような工夫や手立てを講じて頂くことを要望しておきます。加えて、サービス拡充は利用者にとっては利便性が高まり、喜ばれると思いますが、サービスを提供する側（保育施設の事業者や保育士の方々）にとっては、これまでよりも退園時間が遅くなったり、拘束時間が延びたりと就労環境が厳しくなる可能性があります。保育士の方々にお子さんがおられる場合、帰宅時間が遅くなることで、子どもと過ごす時間が減ることにもつながります。今回は延長保育について例に挙げましたが、ぜひ、今後、こども政策の充実・強化を進める際には、サービス提供者側の意向や状況を十分に確認しながら、進めて頂きたいと要望しておきます。

【家庭児童相談事業（ヤングケアラー支援）】

（質問）

昨年度、約630万円で、「ヤングケアラー支援の専用相談窓口」を設置し、適切な福祉サービスにつなぐよう支援を開始したとのことですが、昨年度の対応21件に関して、相談者や相談内容の特徴や傾向、子どもの年齢やケア内容を教えて下さい。

＜答弁＞

特徴としては、ひとり親家庭がやや多く、母が精神疾患や発達障害など生きづらさを抱え、子どもが家事や母のメンタルサポートを担う事例や、幼いまたは障害のあるきょうだいの世話をしている事例などが多くみられました。子どもの年齢は小学2年生から高校生まで様々ですが、低年齢の子の場合は上のきょうだいとともに家事や家族のケアを担うことが多い状況でした。

（質問）

対応された件数のうち、終結事例について、どのように解決されたのか、アプローチ方法を教えて下さい。

＜答弁＞

アプローチ方法としては、学校やこども園、医療機関など世帯と何らかのつながりのある機関に協力頂き、家庭にアプローチしています。保護者や子どもの思いやしんどさを受け止め、寄り添う中で家庭の状況やニーズを把握し必要な支援を行います。終結までの手法としては、家事やケアなどの物理的な負担を軽減するために障害福祉や介護保険等のサービスの導入を図る、また医療機関や学校、当事者団体等と協力して子どもや保護者のメンタルサポートを図るなど、他分野の関係機関と情報共有、役割分担しながら連携して対応し、解決につなげています。

(教育委員会)

【学校給食への物価上昇の影響】

(質問)

学校給食への物価上昇の影響について伺います。物価の上昇が続いていますが、昨年度の小学校給食の食材費は、一昨年度と比較してどの程度、上昇したのか、教えてください。また、昨年度の小学校給食に要した光熱水費は、一昨年度と比較して、どの程度、上昇したのか、教えてください。さらに、当初予算の範囲内で、安心安全な食材の確保及び給食の提供ができたのか、教えてください。

<答弁>

給食の食材費についてですが、給食提供日1日あたりで一昨年度と昨年度を比較しますと約5%の上昇となっています。また、光熱水費のうち電気使用料につきましては、一昨年度と昨年度を比較しますと約95%、ガス使用料につきましては、約45%上昇しています。令和4年度は食材の値上げが続いたため、補正予算で対応しました。

(質問)

今年に入っても物価上昇は続き、学校給食にかかる費用は増大していると思いますが、学校給食にかかる費用の今後の見通しを教えてください。

<答弁>

学校給食にかかる食材費、光熱水費は今後も安定の見通しがつきませんが、学校給食課といたしましては、児童生徒に必要な栄養量について維持していけるよう検討・調整してまいります。

(意見・要望)

今年度も食材費がかなり高騰していると伺っていますが、学校給食は、児童生徒の学校生活において、また、発育、発達にとって、極めて重要なものの一つだと思いますので、今後も安心安全な食材の確保、必要な栄養量が保たれた給食の提供を堅持して頂けるように、しっかりと予算を確保して頂きたいと要望しておきます。

【学校給食の残食率】

(質問)

小学校給食の昨年度を含む直近5か年の残食の傾向を教えてください。また、昨年度、2学期から中学校でも全員給食が開始されましたが、残食の傾向を教えてください。

<答弁>

小学校給食の残食の傾向ですが、平成30年度から令和2年度まで増加傾向が続き、令和3年度で一旦減少しましたが、令和4年度は再び増加しました。中学校給食は、残食計量を全校で実施したのが令和5年度であるため、昨年度の残食の程度は不明ですが、残菜量は多いと感じています。

(質問)

残食の要因をどのように分析されているのか、教えて下さい。また、残食を抑制するための取組みを教えてください。

<答弁>

残食の要因としては、食事量は個人差があることをはじめ、当日の体調、給食時間の問題、好き嫌い（苦手なものが入っている）や味付けが好みではないなど様々な理由により生じていると考えています。献立内容や味付けの見直し等を行い、児童・生徒が食べやすい献立へ検討を行っています。また、今年度はコロナ禍で縮小していた事業、給食調理員による給食時間に学校訪問を行う「給食をいっしょに」を実施し、給食がどのように作られているのかを伝えることで給食への興味関心を高める取り組みを行っています。1月から開設した学校給食課インスタグラムを活用し、残食の削減におけた啓発等を行っています。

(質問)

中学校給食に関しては、導入前のアンケート調査でも当時の小学生や中学生の1割未満しか「全員給食がよい」との回答をしていませんでしたが、その後、実際に中学校給食が開始されてから、給食に対する生徒たちの評価に変化は生じているのか、教えてください。さらに、実際に生徒たちは、中学校給食に対して、どのような意見を持っているのか、把握している範囲で教えてください。

<答弁>

令和5年（開始後5か月）1月～2月に実施したアンケートによると、「全員給食になって良かったか」との問いに対して「良い」「どちらかといえば良い」と回答した生徒は約22%となっています。中学校給食に対する意見は同アンケートによると、ほとんど残さず食べるや給食の量についてはちょうど良いと回答している生徒がいる一方、給食が嫌い又は残す理由としては、味付けが好みでないから・苦手なものが入っているから・（ランチボックスのおかずが）冷めているから等のご意見があります。

(質問)

不登校児童生徒の数が増加傾向にあります。残食率の増加の一因になっているのでは

うか。また、不登校児童生徒の給食費については、どのような取り扱いになっているのか、教えて下さい。

<答弁>

不登校など児童生徒が長期で学校を欠席する場合は、保護者が学校へ『学校給食中止依頼書』を提出することにより、学校給食の提供を中止することができ、その場合は、残食量への影響がなく、学校給食費も発生しません。

(意見・要望)

食材費をはじめ、電気使用料やガス使用料も値上げが続く中でも、公費を充当するなどして、安心安全な食材、子どもたちに必要な栄養量を確保した給食を提供して頂いていますし、先程も、今後も物価上昇が続いたとしても、質の高い給食を提供するためにしっかりと予算を確保して欲しいと要望しました。言うまでもなく公費を充当することは、市民の方々に納めて頂いている税金を使わせて頂くということで、その額も増える訳です。給食食材の生産者をはじめ、栄養士や調理員など給食を提供するために携わって下さっている方々への感謝とともに、市民の方々が必死に働いて納められた税金によって学校給食が提供されていることに対する認識や感謝の意識を、子どもたちや保護者の方々にも醸成や共有して頂けるような工夫や取り組みにもぜひ、尽力頂きたいと強く要望しておきます。

【タブレットの活用状況】

(質問)

タブレットの導入前と導入後の各学校における変化やタブレットの活用で、子どもたちの学びにどのような影響があるのか教えてください。あわせて、タブレットの活用状況も教えてください。

<答弁>

一人一台タブレット端末ではない環境では、たとえば、授業で意見を発表する児童生徒に限られることがありますが、一人一台タブレット端末の環境では、各自の考えをお互いにリアルタイムで共有し、多様な意見に即時に触れたり、双方向で意見交換したりすることが可能となっています。あわせて、デジタル教科書や学習動画・ドリル教材等の活用、検索サイトを活用した調べ学習、プレゼンテーションソフトを利用して一人ひとりが考えをまとめて発表するなど、個別学習と協働学習それぞれの充実が図られています。

(質問)

市として考えておられる今後のタブレットの活用の方向性を教えてください。

<答弁>

一人一台タブレット端末の授業や家庭学習での日常的な活用とともに、デジタル教科書やデジタル教材等の活用が進むことにより、一人ひとりの学習履歴をはじめとする教育データの蓄積が可能となり、その利活用が大切とされています。

今後は、一人一台タブレット端末とともに教育データの効果的な利活用を促進することにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実をさらに図ってまいりたいと考えています。

(意見・要望)

ご答弁で、「一人一台タブレット端末の環境では、各自の考えをお互いにリアルタイムで共有し、多様な意見に即時に触れたり、双方向で意見交換したりすることが可能となっています。あわせて、デジタル教科書や学習動画・ドリル教材等の活用、検索サイトを活用した調べ学習、プレゼンテーションソフトを利用して一人ひとりが考えをまとめて発表するなど、個別学習と協働学習それぞれの充実が図られています。」とのことでした。正直、どれくらいの学校や学年、クラスでご答弁にあったようなタブレット端末の活用がなされているのか、疑問ですし、少なくとも娘が学校や家庭で、ご答弁にあったようなタブレット端末の活用をしているようなことは聞いていません。今後の活用についても、一人一台タブレット端末の授業や家庭学習での日常的な活用や、一人ひとりの学習履歴等の教育データの利活用とのことでしたが、現状を踏まえると、そのような活用が今後、即座になされるイメージが湧きません。恐らく、子どもたちの学年や発達段階、成長度合いによって、タブレットの利活用の内容も量も変わってくると思いますので、教育委員会が考えておられる学年ごとの標準的なタブレットの活用内容を示して頂きたいと要望しておきます。その上で、あらためて、ご答弁にあったような一人一台タブレット端末の活用や、個別学習と協働学習の充実が各学校、各学年で、どれくらい図られているのか、調査し、把握に努めて頂きたいと要望しておきます。さらに、今後、一人ひとりの学習履歴をはじめとする教育データの蓄積が可能となるとのことですので、タブレットの利用頻度や利用方法の差異と、子どもたちの学力や習熟度にどのような関係性が見られるのかや、タブレットの利用時間が過度に多いこと、もしくは過度に少ないことによる弊害や課題は生じていないのかといったデータの収集や分析も、ぜひ行って頂きたいと強く要望しておきます。

【電子書籍】

(質問)

電子書籍について伺います。令和4年度現在の電子書籍のコンテンツは11121点とのことですが、現在の蔵書全体に占める電子書籍の割合を教えてください。また、電子書籍のメリットとデメリット、電子書籍のコンテンツを増やす意義や効果、課題について、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

令和4年度末の蔵書数100万389点に対し、電子書籍コンテンツ11121点

の占める割合は1.1%となっています。電子書籍のメリットにつきましては、24時間365日利用ができ、文字サイズの拡大や音声読み上げ対応が可能であり、また、これまで購入が困難であった書き込み式の問題集を購入できることなどが挙げられます。また、図書館運営においては、督促をはじめ資料を管理する業務が削減できます。デメリットにつきましては、紙の資料に比べ、図書館で利用できる電子書籍コンテンツが少ないことや、購入金額が高いことなどの点です。これらのメリット・デメリットをふまえ、紙と電子の双方の資料を提供することで、より利用者ニーズに沿った資料提供が可能になると考えております。また、点字図書や対面朗読に加え、電子書籍は読書バリアフリーを推進する効果があると考えております。課題としましては、情報格差、デジタルディバイドが挙げられ、電子書籍の利用が困難な方に利便性や利用方法を伝えることなどにより、課題の解消に努める必要があると考えております。

(質問)

今後の電子書籍のコンテンツ数の目標値や計画があれば教えてください。また、将来的に、蔵書全体に占める電子書籍の占有率の目標値や計画があれば、教えてください。一方で、電子書籍に対する市民ニーズや社会の認識をどのように評価、分析されているのか、教えてください。

<答弁>

電子書籍のコンテンツ数や蔵書に占める割合の目標値等につきましては設定しておりませんが、現在、様々な分野のコンテンツを提供し利用状況の把握に努めております。電子書籍は、市民サービスの向上につながる1つの手段と考えており、今後の提供可能なコンテンツ数の動向に注視しながら、利用状況や費用対効果を考え必要数を検討してまいります。電子書籍の市民ニーズですが、出版市場における電子出版の占有率は3割を超えており、コミックの購入を中心に急成長しております。このことから、社会の認識は高まってきていると考えております。図書館での貸出しにつきましては、コンテンツ数の少なさや事業の認知がされていないことが課題ではありますが、スマートフォンやタブレットなどが普及し、電子書籍のニーズは高まっていることから、まず、様々な媒体を通じ周知を行うとともに、電子書籍の利用方法の講座を実施するなど活用につなげてまいりたいと考えております。

(質問)

小中学生には一人1台タブレットが貸与されていますが、学校図書館でも電子書籍は借りることができるようになっているのでしょうか。また、子どもたちはタブレットで電子書籍を借りたり、読んだりすることについて、学校等で教えられたり、進められたりしているのでしょうか。また、そのような環境や風土はできてきているのでしょうか。

<答弁>

電子書籍につきましては、在住・在勤・在学の利用者カードを持っている人が借りることができますが、小中学生に貸与されているタブレットで全児童生徒が電子書籍を利用できる環境には至っておりません。また、教職員が授業で電子書籍を使用することもできますが、その都度、電子書籍提供事業者の許諾が必要なこともあり、現時点での活用は無い状況です。現状では、児童生徒向けの電子書籍のコンテンツが十分でないこと、導入及びランニングコストに必要な予算が高額であることなど、費用対効果の面から活用に向けては課題があると考えております。今後、電子書籍のコンテンツの動向に注視しながら、他市の取組み状況を研究してまいります。

(意見・要望)

電子書籍にはメリット、デメリットともにありますが、メリットとして挙げられた文字サイズの拡大や音声読み上げ対応など、小さい文字が読みづらいもしくは目の見えない方にとっては、読書バリアフリーの推進という点で非常に大きなメリットだと思います。また、気軽に書き込むことができることもありがたいメリットだと思います。他にも、管理がしやすい、物理的なスペースが不要となるなども大きなメリットだと思います。そもそも、図書館で利用できる電子書籍コンテンツが少ない現状ではありますが、また、購入金額が高いというデメリットもありますが、ぜひ、今後の利用可能なコンテンツ数及び購入金額の動向を注視しつつ、費用対効果を考慮しながら、図書館における電子書籍コンテンツの拡充を要望しておきます。また、小中学生は一人一台タブレットを貸与されていますが、学校図書館で借りた本を重い重いと言いながら、持って帰ってきています。長期休暇前となると借りれる冊数が増えるそうなのですが、重くて、上限数借りることを断念することもあると聞いています。自治体によっては、小中学校の児童生徒、教員が GIGA スクール端末(タブレット)を活用し、学校や自宅などで、様々なジャンルの本に接する機会を提供するため、いつでもどこでも読み放題で電子書籍コンテンツを利用できる読書支援サービスを導入したり、児童書読み放題パックといったサービスを導入されているところもあるようです。ぜひ、学校図書館においても、電子書籍コンテンツの拡充ができないか、利用可能なサービスや提供可能なコンテンツ数などの動向や他市の取組み状況を注視、調査して頂き、可能な限り、実現に向けて取り組んで頂きたいと要望しておきます。

【小中学校のトイレ改修】

(質問)

小中学校のトイレ改修への取組みについて伺います。取組み内容と昨年度に実施した内容を教えて下さい。また、現時点で、事業の完了は何年度を目指されているのか、教えて下さい。

<答弁>

小中学校のトイレ改修については、これまで計画的に床・壁・排水管等を併せて改修を実施している校舎縦1系列の改修、次に災害時には避難所としての機能をもつ体育館トイレの多機能トイレの整備、最後に校舎和式トイレの様式化改修の3つの

パターンを組み合わせで行っております。令和4年度に実施しましたのは、校舎縦1系列改修工事を第9中学校、体育館トイレ改修については、小学校10校（蛍池・新田・豊南・小曾根・豊島・東豊中・熊野田・桜塚・南桜塚・桜井谷東）と中学校2校（第3中・第15中）の設計、校舎トイレの様式化につきましては小学校3校（小曾根・桜塚・南桜塚）の設計・工事と、小学校8校（克明・蛍池・新田・豊南・東豊中・熊野田・桜井谷東）と中学校2校（第3中・第15中）の設計を実施しております。トイレ改修の完了年度でございますが、小中学校の校舎棟のうち1棟の縦1系列のトイレ改修と体育館のトイレ及び校舎トイレ洋式改修について（仮称）南校の対象校などを除き令和7年度末までの完了を目指しております。

（意見・要望）

1棟の縦1系列のトイレ改修、体育館のトイレと校舎トイレ洋式改修は、令和7年度末での完了を目指しておられるとのことでした。来年度、さらに再来年度の工事件数がかなり増える計画になっているかと思いますが、しっかりと予算を取るとともに、入札不調等により完了時期が遅れることが極力ないように、着実に進めて頂きたいと要望しておきます。また、以前から、体育館のトイレについては、男女のトイレの入り口に扉が無く、男性トイレの立ち小便器が、位置によっては見えることがあり、気になっていました。トイレ改修にあわせて、入り口の扉も設置して頂いている伺いましたので、安心いたしました。

【支援職員配置事業】

（質問）

主要施策の支援職員配置事業について伺います。支援学級に在籍する児童生徒が安心・安全に学校生活を豊かに送ることをめざし、支援学級在籍児童の状況に応じて障害児介助員を配置する事業とのことですが、まずは、小学校の支援学級在籍児童数のここ数年の推移を教えてください。また、障害児介助員の人数及び欠員数のここ数年の推移もそれぞれ教えてください。

<答弁>

小学校における支援学級在籍児童数の推移につきましては、令和2年度1341名、令和3年度1410名、令和4年度1559名、令和5年度1613名となっております。障害児介助員の配置状況につきましては、令和2年度58名、令和3年度61名、令和4年度72名、令和5年度74名となっております。欠員数につきましては、4月1日時点で、令和2年度3名、令和3年度4名、令和4年度6名、令和5年度0名となっております。

（質問）

参考までに、中学校の支援学級在籍生徒数のここ数年の推移を教えてください。また、障害

見介助員の人数及び欠員数のここ数年の推移もそれぞれ教えて下さい。

<答弁>

中学校における支援学級在籍生徒数の推移につきましては、令和2年度403名、令和3年度481名、令和4年度505名、令和5年度536名となっております。障害児介助員の配置状況につきましては、令和2年度12名、令和3年度16名、令和4年度18名、令和5年度27名となっております。欠員数につきましては、4月1日時点で、令和2年度0名、令和3年度3名、令和4年度1名、令和5年度0名となっております。

(質問)

昨年度は恒常的な介助員の欠員状況を解消するために、派遣会社と契約したとのことですが、欠員は解消されたのでしょうか。

<答弁>

令和4年度の欠員は、年度当初7名おりましたが、そのうち5名について採用の目途が立たなかったため、補正予算にて計上し派遣職員に切り替え、委託契約にて雇用することで、早期に欠員の補充ができました。今年度につきましては、派遣職員の枠をさらに広げることで、4月1日時点での欠員が0名となりました。

(質問)

小中学校の支援学級在籍児童生徒数の今後の見通しと、介助員確保の見通しについても教えて下さい。

<答弁>

支援学級在籍児童生徒数につきましては、全国的に増加傾向にあり、本市においても同様と予測しております。介助員の確保につきましては、引き続き、市の直接雇用と派遣会社との委託契約に基づく雇用の併用にて進めてまいります。

(意見・要望)

増え続ける支援学級在籍児童生徒に必要となる介助員の確保が直接雇用だけでは、もはや困難で、派遣会社との委託契約による雇用に頼らざるを得ないことは致し方ないと思います。しかし、答弁にあったように支援学級在籍児童生徒数は全国的に増加傾向で、介助員の確保も全国的な課題となっているようです。今後、派遣会社も自治体間で取り合いとなり、契約が難しくなることが懸念されますが、市場の動向や他自治体の動向を常に注視し、引き続き、介助員の確保に努めて頂きたいと要望しておきます。

【不登校児童生徒】

(質問)

不登校児童生徒について伺います。あらためて、本市の小中学校の不登校児童生徒数のここ数年の推移を教えてください。

<答弁>

過去5年間の推移といたしまして、平成30年度から令和4年度までの各年度の不登校児童生徒数は、それぞれ360人、383人、513人、778人、899人であり、令和4年度は平成30年度の約2.5倍の増となっています。

(質問)

不登校の児童や生徒の存在及びその数の推移に対する教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

平成30年度から令和4年度までの不登校者数の推移を見ると、複数年継続して不登校である児童生徒数は約1.5倍の増となっていることに比べ、新たに不登校となった児童生徒数は約6.3倍と急増しています。このことから、「新たに不登校状態を生み出さない取組み」が大切と考えます。そのため、令和4年度からスクールソーシャルワーカーを小学校全校に配置するとともに、校内教育支援センター（いわゆる別室）を支援するため、今年度から、別室の運営に係わる別室登校支援員を中学校及び義務教育学校10校に派遣するなど、学校における支援体制の充実を図りました。

(質問)

児童や生徒が不登校になること自体が問題視されることは違うと思いますし、不登校に対する社会の受け止め方の変化、価値観の多様化、情報過多が進む中で、集団生活の場である学校に違和感を覚えたり、居心地の悪さを感じる児童、生徒が増えることはある意味、当然のことではないかと思うのですが、教育委員会の見解をお聞かせ下さい。言い換えると、昔と今と比べて、学校の質の低下等が理由で、不登校の児童生徒が増えているということではないように思うのですが、教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

平成28年の文部科学省通知において、不登校を問題行動と判断してはならないとの見解が示されました。また、国の「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると「不登校の要因」については、「児童生徒本人の無気力・不安」が51.8%、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が11.4%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が9.2%、「親子のかかわり方」が7.4%となっており、不登校の原因は学校生活のみに限定されるのではなく、家庭環境や

社会情勢も児童生徒の登校に影響を与えていると捉えております。

(質問)

児童生徒が不登校になること自体が問題なのではなく、在籍校に通えない児童生徒に、学びの保障や生きる力の醸成、社会順応性が育める環境や機会が確立、提供されていないとすれば問題だと思うのですが、教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

平成28年の文部科学省通知では、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」とされています。あわせて、同通知に【児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。】と記載されています。本市においても、学びの保障や生きる力の醸成、社会順応性が育める環境や機会を確立するため、学校内だけでなく、学校外においても不登校児童生徒が社会的に自立できるための支援策の充実をすすめているところです。

(質問)

その点で言えば、価値観の多様化、ネットやアプリ、ゲーム等の進化や多様化、情報過多が進む中、今後も不登校の児童生徒数は増加するでしょうが、その都度、不登校の児童生徒一人ひとりのニーズや思いに沿った場所や機会を状況に応じて、確保、提供し続けることが必要かつ重要なことだと思いますが、教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

児童生徒が不登校となった理由・背景は個々に異なり、支援ニーズや思いも様々であるため、ご指摘の通り、それぞれのニーズや思いに沿った支援策を講じる必要があると考えます。今後も不登校特例校をはじめとし、学校内外において、多様な支援を検討してまいります。

(意見・要望)

不登校児童生徒の数の推移で一喜一憂したり、増加したことを問題視する風潮がありますが、あらためて、不登校自体が問題ではないという社会的認識の共有や意識の醸成に努めて頂きたいと強く要望しておきます。加えて、不登校の要因を学校の質や魅力の低下とする論調にも私は違和感を抱いています。昔と今と学校自体はそんなに変わったようには思いません。むしろ、学校外の環境やモノや技術の変化や進化、溢れるほどの情報による人々の価値観の多様化、そしてその多様性を受け入れていこうとする社会の風潮や人々の意識の

変化が、学校に行かない選択をする児童生徒の増加の一因になっていると私は考えます。もし、学校に行きたいのに行けない児童生徒がいるとすれば、その要因や事情を適切に把握し、阻害要因を確実に取り除き、登校できるようにしなければなりません。一方で、自らの意思で学校に行かない、もしくは学校に行く意欲がわからない児童生徒に対しては、不登校を解消することよりも、学びの保障や生きる力の醸成、社会順応性が育める環境や機会が個々のニーズに沿って提供されることが重要かつ不可欠で、不登校であることが将来的な不利益や社会的自立への阻害要因になってはならないと思いますので、今後、開設が予定されている不登校特例校(学びの多様化学校)だけでなく、学校内外において、学校に通えなかったり、通わない児童生徒の個々のニーズや思いに沿った多種多様な支援策、機会の提供に尽力頂きたいと要望しておきます。

【いじめ、暴力行為】

(質問)

いじめ、暴力行為について伺います。ここ数年のいじめの認知件数と暴力行為の報告件数の推移を教えてください。

<答弁>

豊中市立小中学校におけるいじめの認知件数の推移としては、令和2年度から令和4年度までで各年度、476件(小:263件 中:213件)、848件(小:503件 中:345件)、1426件(小:1066件 中:360件)と増加傾向にあります。暴力行為の発生件数の推移としては、令和2年度から令和4年度までで各年度、194件(小:80件 中:114件)、172件(小:95件 中:77件)、91件(小:65件 中:26件)と減少傾向にあります。なお、いじめの認知件数につきましては、認知件数が多いほど、学校がいじめを積極的に認知し、早期の段階において、その解消に向けた取組みを着手しているものであり、文部科学省の考えと同様に、肯定的に捉えております。

(質問)

いじめ及び暴力行為それぞれの特徴や傾向があれば、教えてください。

<答弁>

令和4年度のいじめにつきましては、小中学校共に「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて小学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」「ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする」の順に多くなっております。中学校では、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が多くなっています。

暴力行為につきましては、小中学校とも大半が児童及び生徒間での暴力となってい

ます。

(質問)

いじめ及び暴力行為は、それぞれ、どのような形で把握に至るのか、特徴や傾向があれば、教えて下さい。

<答弁>

本市のいじめ発見のきっかけについて、小学校では「本人保護者からの訴え」が最も多く、次に「本人からの訴え」、「学級担任が発見」の順に多くなっています。中学校では、「本人からの訴え」が最も多く、次に「本人保護者からの訴え」、「学級担任が発見」の順に多くなっています。なお、いじめ及び暴力につきましては、市としましても、学校から月ごとに報告を受けることにより把握しています。

(質問)

いじめ及び暴力行為は、それぞれ、報告や相談、通報等があった場合、どのような対応をすることになっているのか、事案の内容やレベルによって異なるかと思いますが、詳しく教えて下さい。

<答弁>

いじめ、暴力行為については、月ごとに学校から対応の進捗について報告を受け、確認しています。また、いじめについては、学校からの相談・報告に都度応じ、いじめ防止対策推進法に基づく学校の対応について指導・助言を行っています。暴力行為については、いじめの側面からも事案を確認しています。各校におけるいじめ及び暴力への対応については、各校のいじめ防止基本方針に基づき、発見や相談を受けた場合、教員は校内のいじめ対策組織を中心に、チーム学校として、速やかに関係児童生徒から丁寧に事情を聴き取るなど、事実確認を行います。その結果は、関係児童生徒の保護者に連絡し共有を図っております。また、いじめを受けた児童生徒への支援体制につきましては、学校生活での安心、安全のために見守り体制を確保するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーをはじめとする専門職とも連携します。いじめを行った児童生徒への指導では、いじめは絶対に許されない行為であることを示し、いじめをやめさせ、その再発の防止に取り組みます。いじめを行った児童生徒が抱える問題などいじめの背景にも留意・理解を得た上で、学校と保護者が連携して対応を進めております。

(質問)

いじめ及び暴力行為で、それぞれ、報告や相談、通報等があったケースのうち、解決に至らないケースはどれくらいあるのか、教えて下さい。

<答弁>

令和4年度のいじめの未解消率は、小学校で4.5%、中学校で10.0%となっています。いじめの解消については、国の定義では、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。1つめが「いじめに係る行為が止んでいること。止んでいる状態が、相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。」、2つめが「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。」です。この2つの要件と必要に応じ他の事情も勘案して、解消の判断がなされています。児童及び生徒間の暴力につきましては、その多くがいじめに該当するため、いじめの未解消率をもって捉えることとなります。

(意見・要望)

いじめを肯定する余地は一切ありませんが、人がコミュニケーションや接触を図りながら生活する上で、意見の対立や衝突などが生じることは自然のことだと思います。その意見の対立や衝突、価値観の違いをトラブルに発展させることなく、上手くコントロールする力、立ち居振る舞い方を習得することも子どもたちには求められる訳で、それが上手くできず、いざこざやけんかに発展した場合に、まずは学校の先生方が、そして、場合によっては、教育委員会や専門職の方と協力し、さらには関係児童生徒の保護者の方々と連携して、しっかりと解消や解決する仕組みや体制の構築が重要だと思います。その仕組みや体制が一定確立されていることが前提となりますが、いじめの認知件数が増えていることは、いじめの見過ごしが減ってきたと捉えると、早期解決に繋がったり、事案の深刻化や複雑化の防止にも繋がると思っていますので、良いことだと理解します。いじめの解消について、国の定義では、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを要件の一つに挙げているとのことでしたので、まずは、被害児童生徒への総合的なケアを最優先に取り組んで頂くことは当然のことですが、いじめを行う側、加害の児童生徒が存在するから、被害児童生徒が存在するわけですので、いじめを行った児童生徒がいじめをするに至った背景や事情、理由をきちんと把握し、いじめに至った根本的な要因をしっかりと解消することで、再発に繋がらないようにする取り組みにもご尽力頂きたいと要望しておきます。一方、ご答弁にあったように様々な手立て、対応を尽くしてもなかなか解消に至らない事案があるようです。事案が深刻化したり、関係者が学校側に不信感を抱くなど、学校や教育委員会だけでは解消が困難な事案については、今年度、国も学校外の立場から市長部局が関与し、相談対応に当たったり、被害者側に弁護士費用を補助するなどの手法を検討し、いくつかの自治体で試行実施しているようですが、その動向を注視して頂くとともに、解消のめどが立たない事案を長期間、長時間に渡り、学校の先生が対応し続けなければならないというのは、対応する先生本人にとっても、保護者にとっても、もちろん児童生徒本人にとっても良くないと思いますので、本市においても、そういった事案については、学校外の立場、第三者の立場で対応にあたる仕組みや体制づくりについて、調査、研究、検討して頂きたいと強く要望しておきます。

【保護者負担費】

(質問)

保護者負担費について伺います。昨年度の保護者負担費において、最高の小学校の額、最低の小学校の額及び平均額を教えてください。また、就学援助の額もあわせて教えてください。同様に中学校についても教えてください。

<答弁>

令和4年度の学校が徴収する保護者負担費においては、小学校では最も高い学校で15万3559円、最も安い学校で8万9002円、平均額は11万7141円でございます。中学校では最も高い学校で14万2300円、最も安い学校で3万600円、平均額は8万2072円でございます。なお、宿泊行事等の積立金や副教材費において旅行事業者や販売事業者と直接支払いしている場合は、学校で集金しておらず、集計に含まれておりません。次に、就学援助の支給額につきましては、小学校が総額11万8420円、中学校が総額14万5870円でございます。これらに加えて、それぞれ実食した分の給食費を支給しております。なお、修学旅行費と林間臨海学舎費につきましては、それぞれ上限額を設定の上、参加者に対し実費額を支給することとしております。

(質問)

来年度から、保護者負担費の無償化することが検討されていますが、現状、学校間で保護者負担費に少なからず差があることについて、どのような検討がなされてきたのか、教えてください。

<答弁>

保護者負担費の設定については、各学校において、保護者負担の抑制を図るため就学援助費を超えない範囲で計画するよう定めたガイドラインを踏まえ、教育に必要な教材や行事の検討を行った上で決定してまいりました。現状としましては、学校間で教材等の購入費用にも差が生じてはおりますが、今後、保護者負担費無償化の検討を進める中で、各学校の実績等を参考にしながら、上限額を設定する等の方策もあわせて検討してまいりたいと考えております。

(質問)

現状の保護者負担費の未収状況を教えてください。保護者負担費の未収金の総額は、小学校、中学校それぞれどれくらいなのか、小学校、中学校それぞれにおける保護者負担費の未収金の最高額、最低額、平均額を教えてください。

<答弁>

保護者負担費の未収金の総額は、令和4年度末時点で約640万でございます。

未収金の額が最高額の小学校は83万7072円、最低額は6301円、平均額は6万8135円でございます。最高額の中学校は132万2967円、最低額は1万2560円、平均額は21万1070円でございます。

(質問)

保護者負担費の無償化が開始されても、これまでの未収金については、可能な限り、回収すべきと考えますが、見解と回収の見込みや回収にあたって何か考えておられる対策などがあれば、教えて下さい。

<答弁>

未収金については、今後の保護者負担費の無償化の検討にあわせ、市で各学校の未収債権を引き受け、豊中市債権の管理に関する条例に基づく適正な徴収管理を行うことを検討しております。

(意見・要望)

保護者負担費は、各学校の特色、児童生徒やその家庭の事情や状況などを考慮して、学校ごとに設定されることは理解します。しかし、高いところと安いところで、小学校では2倍近く、中学校ではそれ以上の差が生じており、恐らく、この差はずっと続いてきたと推測され、教育にかける金額の差が、学校間での子どもたちの学力や習熟度の差として、影響は出ていないのか危惧します。また、ご答弁から「保護者負担費の設定については、各学校において、保護者負担の抑制を図るため就学援助費を超えない範囲で計画するようガイドラインで定められている」とのことでしたが、数字上、就学援助費を上回る保護者負担費の額を徴収されている学校があります。一方で、就学援助費の額は、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要最低限の援助を行うことで、児童生徒が等しく義務教育を受けることができるようにする制度と認識しています。そうであれば、就学援助の額に比べて、保護者負担費の額をかなり低く設定されている学校は、本当に児童生徒に必要な教育活動や教育機会、教育環境を提供されているのか不安になります。ぜひ、保護者負担費を無償化するにあたっては、まずは、現状の各学校の保護者負担費の額の妥当性、内容の適正、学校間の金額の差が児童生徒の学びに関する優劣や有利不利につながっていないか、精査して頂きたいと要望しておきます。また、保護者負担費の無償化においては、各学校の実績や費用対効果等を参考に上限額を設定するとともに、無償化の前後の変化を十分、注視し、しっかりと把握して頂くことを要望しておきます。

【放課後こどもクラブの指導員と会費のあり方】

(質問)

放課後こどもクラブの指導員について伺います。昨年度の指導員の欠員状況を教えて下さい。また、欠員に関しては、どのような対応をされたのか、教えて下さい。

<答弁>

昨年度の当初時点で、300人の指導員を配置すべきところ、35人の欠員が生じていました。欠員に対しては、不定期で勤務する補助指導員を配置し、必要な体制を確保しました。

(質問)

放課後子どもクラブの指導員のうち、昨年度の任期付短時間勤務職員の平均月収及び平均年収、あわせて平均年齢を教えてください。

<答弁>

平均月収と平均年収は、任期付短時間勤務職員（週勤務時間が31時間15分）と会計年度任用職員（週勤務時間が30時間、25時間又は13.5時間）で異なります。

昨年度の任期付短時間勤務職員67人について、平均給与額は約22万8千円、平均年収は約357万5千円、平均年齢は約50歳でした。

(参考) 会計年度任用職員の平均月収は約18万4千円、平均年収は約265万7千円、平均年齢は56歳。

(質問)

ここ数年の放課後子どもクラブの指導員の採用者数と離職者数の推移を教えてください。また、採用者の特徴や傾向があれば教えてください。あわせて採用者の平均年齢も教えてください。

<答弁>

指導員の採用者数と退職者数については、

令和2年度は採用者が45人、退職者が16人、令和3年度は採用者が25人、退職者が21人、令和4年度は採用者が21人、退職者が29人でした。昨年度の採用者の傾向としては、こどもに関わる仕事を経験された方で、50歳代が多く、平均年齢は約48歳でした。

(質問)

放課後子どもクラブの利用料の変遷を教えてください。放課後子どもクラブの指導員の慢性的な不足を解消するためには、指導員の処遇改善が必要不可欠だと思います。さらに、今後、クラブ室1室あたりの児童数を概ね40人にしていくため、環境整備を進めていくようですが、そうなれば、ますます指導員不足に拍車がかかる可能性があります。指導員不足解消のため

に、クラブ利用料の増額は考えておられないのか見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

放課後こどもクラブの会費は、平成5年度に月額3000円と設定した後、平成12年度に4000円、平成17年度に5000円、平成21年度に現行額の6000円に改定し、現在に至っています。指導員の処遇改善については、令和3年及び4年に、給料及び報酬を引き上げており、現時点では処遇改善を目的とした会費の見直しは考えておりませんが、他市の動向も見ながら、必要に応じて検討してまいります。

(質問)

こども園は応能負担、放課後こどもクラブは応益負担と、こども園と放課後こどもクラブでは料金の算出方法が全く異なっています。こども園と放課後こどもクラブの入会要件の統一に合わせて、以前から提案してきましたが、放課後こどもクラブの利用料を応能負担で算出することで、利用料収入の増額につなげてはどうかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

会費の額の見直しと、その算出方法については、国や他市の動向も注視しつつ、今後、放課後こどもクラブの入会要件をこども園と統一する際に、併せて研究してまいります。

(参考)

応能負担にする場合は所得情報の入手が必要ですが、こども園と異なり放課後こどもクラブについては法令に根拠がないため、本人同意が必要となります。例えば、他市から転入されてきた場合、他市での課税証明書が必要になるなど入会手続きへの影響が大きいと考えています。

(意見・要望)

今後、放課後こどもクラブの預かり時間延長や休日開設に加え、クラブ室1室あたりの児童数を概ね40人にしていくなど、利用者側にとっては、利便性、安全性が高まることが期待できますが、サービスを提供する側(クラブの指導員の方々)にとっては、就労環境が厳しくなる可能性が危惧されます。今後の事業展開、事業の拡大については、サービスを提供する側の就労環境や雇用条件などに最大限の配慮や考慮をして頂きたいと要望するとともに、そうでなければ、担い手不足から持続可能な事業運営が脅かされる可能性があると感じておきます。また、今後、入会要件の見直しに併せて、会費額の見直しも検討していくとのことでしたが、平成5年度に会費が設定されて以降、概ね5年前後で料金の見直しがなされてきましたが、平成21年度に改定されて以降、全く料金改定は行われてきませんでした。一方、平成21年度以降も保護者のニーズや要望に応じる形で、開設時間の19時までの拡大、対象学年の4年生までの拡大、土曜日開設、長期休業中の開設時間の朝8時からの拡大など、

提供されるサービスは拡充されてきました。今後、新たなサービス拡充にあわせ、慢性的な指導員不足の解消のためにも、適正な金額設定をして頂きたいと要望しておきます。加えて、利用料を現行の応益負担ではなく、応能負担で算出することで、利用料収入の増額につなげることも積極的に検討頂きたいと要望しておきます。まずは、拡充や新たに実施しようとしているサービスに対して、実際どれくらいのニーズがあるのか、細かく調査し、その必要性を把握、分析して頂きたいと要望しておきます。保護者の働き方や価値観の多様化、家庭の生活リズムの多様化への対応の必要性や重要性は理解しますし、保護者が働きやすくなるためのサービス拡充も理解しますが、働かせやすくするためのサービス拡充とならないように、こどもまんなかの視点、こどもにとって心身ともに充実した時間や環境とはどういったものかを、しっかりと考えて頂き、バランス感覚をもって、今後の事業運営、サービス拡充を進めて頂きたいと要望しておきます。

【放課後・土日の学習支援】

（質問）

放課後・土日の学習支援モデル事業について伺います。昨年度、新たにスタートした事業ですが、あらためて、事業の詳細を教えてください。

＜答弁＞

本事業は、放課後や土日を活用しながら、生徒一人ひとりの理解状況に応じた自宅学習を支援することで、個別の学びの場を確保し、生徒が学習習慣を身に着け、学力向上につなげることを目的とし、令和4年度より、モデル校とした市内の5つの中学校の全学年の希望者を対象に、プロポーザル方式によって選定した民間教育事業者を活用して実施したものです。実施場所は中央、庄内、千里の各公民館で、科目は原則として数学と英語を1回につき45分ずつ、期間は10月から3月にかけて計20回の支援を行いました。

（質問）

どのくらいの生徒が参加されたのか、教えてください。また、事業の効果をどのように評価されているのか、教えてください。一方で、課題についてはどのように分析されているのか、教えてください。

＜答弁＞

参加生徒数につきましては、昨年10月の開始月で、中央公民館では、第1中と第3中の生徒がそれぞれ29人と17人で計46人、庄内公民館では、第7中の生徒が48人、千里公民館では、第8中と第9中の生徒が15人と41人で計56人、合計で150人の申し込みがありました。そして、年度末の事業完了時点での延べ参加人数は2135人となっています。事業の効果については、最初と最後に行う参加者本人と保護者向けのアンケートや到達度テストによって評価しており、到達度

テストについては、最初と最後のテストの出題範囲が違ふことや、学校によっては習っていない単元の問題もあり明確な効果は確認できなかったものの、アンケートについては学習習慣や理解度などが向上した旨の回答が多く、事業の効果が確認できています。課題については、学校部活動などの関係で、全ての生徒が参加できる曜日や時間帯を設定することが困難なことや、参加者数を事前に正確に把握することが困難なため、効果的・効率的な実施体制や実施場所の確保が課題と考えています。

(意見・要望)

家庭の事情で学校以外の場所で学習支援を受けられなかったり、習い事に通えない生徒にとって、まずは学習習慣の定着から、その上で個別に学べる機会が提供されることは非常に意義のあることだと思います。今年度から対象を全中学校に拡充し、実施場所も、実施回数も増やして行われていると伺っていますが、課題で挙げられていたように、希望する全ての中学生が対象となっているものの、開催曜日や開催時間帯に参加することが困難な生徒が一定数存在することについては、何らかの形で対応できないかご検討頂き、本事業の活用を望む生徒が一人でも多く参加できるような手立てや工夫を講じて頂きたいと要望しておきます。一方、学校ではなかなか学習習慣の定着が図れない生徒や、理解度や習熟度の向上が得られない生徒が、本事業を通じて、一定効果が出ているようですので、実際にどういった学習支援が行われているのか、ぜひ、教育委員会の方々や各学校の先生が見学する機会を作って頂き、積極的にノウハウの習得や活用を図って頂きたいと要望しておきます。

【教職員の就労環境】

(質問)

教職員の就労環境について伺います。昨年度、小中学校の教職員の時間外労働の時間数の平均を教えてください。また、ここ数年の推移も教えてください。さらに、昨年度、小中学校で最も時間外労働をされた教職員の時間をそれぞれ教えてください。

<答弁>

豊中市立学校教職員の所定勤務時間外の在校等時間の月平均は、令和4年度が小学校29時間、中学校42時間、令和3年度が小学校31時間、中学校41時間、一斉休校期間があった令和2年度が小学校29時間、中学校36時間となっています。昨年度において、所定勤務時間外の在校等時間の月平均が100時間を超える教職員は、小学校で1人、中学校で25人でした。

(質問)

小学校、中学校で時間外労働の主な要因はそれぞれどのようなことか教えてください。

<答弁>

令和4年度の文部科学省の教員実態調査によると、平日の業務内容は、授業をする時間を除くと、小中学校とも授業準備が最も多くなっており、勤務時間外の在校等に影響を与えていると考えます。また、中学校ではこれに加えて土日の部活動が多いとされており、本市でも同様の傾向があるものと認識しております。

(質問)

昨年度、各学校において出退勤システムを更新したとのことですが、その理由と、更新により、どのような効果やメリットが生じたのか、教えて下さい。

<答弁>

新たな出退勤システムは、教員自身がリアルタイムに在校等時間を把握することにより、教員自らがタイムマネジメントをより意識しやすい環境を整えることを主目的にするとともに、これまでの紙の休暇表による承認を改めてサービス管理の効率化を図ることをメリットに導入致しました。

(質問)

お問い合わせフォームを導入し、勤務時間終了後の相談や連絡は全てフォームを利用してもらうことで、時間外労働を抑制することは考えられないか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

保護者との連絡ツール「コドモン」を導入しており、電話以外でのツールで保護者からのお問い合わせを受けることはできますが、保護者との直接の会話が必要なケースもあると考えています。既に勤務時間終了後の電話対応については、留守番電話機能を導入しており、また、その緊急性に応じて、施設管理会社の電話受付を通じての対応となっているところです。

(質問)

昨年度、小中学校の教職員の有給休暇取得日数の平均をそれぞれ教えて下さい。また、ここ数年の推移も教えて下さい。

<答弁>

豊中市立学校教職員の有給休暇取得状況の平均は、令和2年度が小学校11日3時間、中学校12日2時間、令和3年度が小学校15日1時間、中学校14日5時間、令和4年度が小学校16日3時間、中学校15日5時間と増加傾向にあります。

【部活動指導員・指導協力者】

（質問）

部活動指導員・指導協力者について伺います。中学校に対して、部活動指導員や指導協力者を派遣するものですが、学校からの依頼が当初計画を下回ったとのことですが、実際に、学校からの依頼は何件あったのでしょうか。また、人員のマッチングはどのように行われたのか、教えて下さい。さらに、どのような部活動への派遣が多かったのか、教えて下さい。

＜答弁＞

部活動指導員は、昨年度会計年度任用職員として6名を6校に配置しました。部活動指導協力者は、学校からの派遣ニーズが多かったものの、昨年度、最終的な延べ派遣件数は2528件に留まりました。人員のマッチングにおいて、教育委員会が登録者を確保し学校からの依頼に基づき調整を行うことが望ましいものの、登録者が少なく、学校が協力者を確保した上での教育委員会への派遣依頼となったことから、当初計画を下回ったものです。なお、昨年度、派遣が多かった部活動は、バドミントン部が475件、卓球部が461件、水泳部239件などでございます。

（質問）

今後、さらに派遣を増やしていくために、何か検討されていることがあれば、教えて下さい。

＜答弁＞

市ホームページにおいて、部活動指導員・部活動指導協力者の登録を募集しており、人材の確保に努めております。なお、部活動指導員については、学校からの配置要望も多く、本年度には配置人数を拡充しており、今後も配置人数の拡充を検討してまいります。

（質問）

参考までに、現在、中学校の教職員のどれくらいの割合の方が部活動の顧問になっておられるのか、教えて下さい。また、部活動への関わりについて、教職員の方々はどのような意向や思いを持っておられるのか、把握されている範囲で教えて下さい。

＜答弁＞

現在、ほとんどの教職員が部活動の顧問を担っており、指導に努めておりますが、教職員自身が競技経験のない種目の顧問を担うこともあり、負担を感じている教職員も多いと認識しております。

【アフターコロナ学校企画応援事業】

（質問）

アフターコロナ学校企画応援事業について伺います。昨年度、小学校3校、中学校2校が選出され、様々な取組みが実施されましたが、それらの評価を教えてください。

＜答弁＞

昨年度は、マラソンや縄跳びなどの体づくり、プログラミングロボットやプロジェクションマッピングなど一人一台タブレット端末を活用した催し、ビオトープの整備を中心とした様々なイベントの実施などの取組みが行われました。この中には、地域や保護者と連携した取組みもありました。児童、生徒にとって、自己肯定感や自己有用感、達成感などを得られる機会を創出することができ、事業の狙いであった「コロナ課題への対応」、「賑わいづくり」、「特色ある学校づくり」に寄与することができたものと考えています。

（質問）

どの学校の取組みも非常に意義深く、事業効果が高かったと感じています。また、応募したものの選出されなかった小中学校も少なからずありました。当然、応募内容の精査は必要かと思いますが、少しでも多くの学校で本事業を活用した様々な取組みが展開されることを期待するところですが、予算の拡充等について、あらためて見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

アフターコロナ学校企画応援事業については、今年度は「とよなかの学び活性化推進事業」、愛称として「とよなかっ子・学び・WAKUWAKUプラン」に名称を変更し、新たに「子どもたちの多様な経験の場となる機会創出」を目的に、学びの好循環につながる学校の取組みを引き続き応援しています。予算については、令和4年度から倍増の400万円へと拡充したところです。加えて、各学校での取組みについては、採択時と事業実施後の2回に分けて、校長会議を通して情報共有し、本市の特色ある学校づくりの推進を図っています。

（意見・要望）

今年度から予算額を倍増して頂いたこと、昨年度に引き続き、今年度も各学校の独自性や特徴ある提案がなされていること、地域や保護者と連携した取組みも行われていると伺っており、本事業が今後も本市の特色ある学校づくりの推進の一翼を担うことを期待しておきます。一方で、本事業を活用して実施されたプログラムやイベント、取組みが、どのような形で継続されたり、活かされているのかを、しっかりと調査、把握して頂き、後年度にもその効果が波及されるように努めて頂きたいと要望しておきます。

【マチカネ先生塾】

(質問)

マチカネ先生塾について伺います。本事業の事業内容と実施目的を教えてください。

<答弁>

豊中市の教員を志望する学生に対して、豊中市の教育についての理解や教員としての基本的な資質の向上を図ることを目的としており、今年度で第11期目の塾生となります。内容としては、授業の基礎力やコミュニケーション力等をテーマとした講座や演習を年間10回程度実施しています。

(質問)

ここ数年の本事業の受講者数の推移と、受講者のうち、実際に本市の教員になった方の人数を教えてください。

<答弁>

受講者数につきましては、令和2年度は13人、令和3年度は19人、令和4年度は12人、令和5年度は13人となっています。また、令和2年度から令和4年度までの3年間の受講者のうち、計19人が現在、豊中市の教員として勤務をしております。

【放課後子どもクラブ運営の委託化】

(質問)

放課後子どもクラブ運営の委託化について伺います。昨年度、野田と庄内小学校の放課後子どもクラブの土曜日開設を委託されましたが、委託の詳細と、委託前との変化や委託による効果を教えてください。

<答弁>

令和4年10月から土曜開設の運営を委託し、令和5年4月から全日開設を委託しています。半年間の土曜開設の運営委託により、保護者の安心感の醸成と、クラブ運営の円滑な引継ぎに繋がったと感じています。

(質問)

委託により、指導員の不足などの課題の解消につながるとお考えか、見解をお聞かせ下さい。また、今後、クラブ運営の委託化を拡大していく場合、受託を希望する事業者はそれなりにおられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

委託したクラブに配置されていた指導員を、他のクラブに配置換えすることで、指導員不足の解消には繋がると考えています。今年度に行った桜井谷東小のプロポーザルにおいて、5社が施設見学に来られ、うち3社から応募を頂きました。

(意見・要望)

慢性的な指導員不足、指導員確保が困難な状況が続く中で、利用者ニーズの多様化への対応の必要性や利用者からの要望は膨らみ続ける状況を考慮すると、指導員不足の解消につながるとともに、保護者の安心感の醸成も図れているとのことで、クラブ運営の委託化は致し方ないように思います。今後、委託化の拡大を進めていく中で、利用する子どもたちにとって、保護者にとって、加えて、クラブの従事者にとっても安心、安全な事業提供、持続可能な事業運営がなされるよう努めて頂きたいと要望しておきます。